

# 2020年改正の施行について

# 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律

## (2020年6月5日公布)の概要

### 改正の趣旨

より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講ずる。

### 改正の概要

#### 1. 被用者保険の適用拡大【厚生年金保険法、健康保険法、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年改正法)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法】

- ① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる(現行500人超→100人超→50人超)。
- ② 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。
- ③ 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。

#### 2. 在職中の年金受給の在り方の見直し【厚生年金保険法】

- ① 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年定時に改定することとする。
- ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する(支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円(令和元年度額)に引き上げる。)

#### 3. 受給開始時期の選択肢の拡大【国民年金法、厚生年金保険法等】

現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間拡大する。

#### 4. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等【確定拠出年金法、確定給付企業年金法、独立行政法人農業者年金基金法等】

- ① 確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げる(※)とともに、受給開始時期等の選択肢を拡大する。  
※ 企業型DC:厚生年金被保険者のうち65歳未満→70歳未満 個人型DC(iDeCo):公的年金の被保険者のうち60歳未満→65歳未満
- ② 確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大(100人以下→300人以下)、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。

#### 5. その他【国民年金法、厚生年金保険法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、児童扶養手当法等】

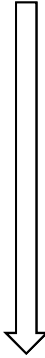
- ① 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え
- ② 未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加
- ③ 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ(具体の年数は政令で規定)
- ④ 年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し
- ⑤ 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し 等

### 施行期日

令和4(2022)年4月1日(ただし、1①は令和4(2022)年10月1日・令和6(2024)年10月1日、1②・③は令和4(2022)年10月1日、4①は令和4(2022)年4月1日・同年5月1日等、4②は公布日から6月を超えない範囲で政令で定める日・令和4(2022)年10月1日等、5②・③は令和3(2021)年4月1日、5④は公布日、5⑤は令和3(2021)年3月1日 等)

# 施行スケジュール

	公的年金	私的年金(企業年金・個人年金)	
	改正法の施行(主な改正項目)	改正法の施行	その他
令和2年(2020)年 6月5日 【公布日】	●年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し	●DBの支給開始時期の設定可能範囲の拡大 ・支給開始時期の上限引上げ(65→70歳) ●個人型DC継続投資教育の企業年金連合会への委託 ●DCの運営管理機関の登録手続の見直し	
令和2年(2020)年 10月1日		●中小企業向け制度(簡易型DC・iDeCoプラス)の対象範囲の拡大 ・従業員100人以下→300人以下 ●企業型DCの規約変更手続の見直し	●DBガバナンスの確保 ・総合型基金の代議員規制、総合型基金におけるAUP等の実施、資産運用委員会の設置を法令で義務化 ●DB・DCの法令解釈通知等の改正 ・加入者資格等について「同一労働同一賃金ガイドライン」の「基本的な考え方」を踏まえることを明記 ・いわゆる選択制DCの実施に当たっての事業主の説明義務等を明記
令和3年(2021)年 1月1日			●個人型DC加入申込み等のオンライン化と添付書類の簡素化
令和3年(2021)年 3月1日	●児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し		
令和3年(2021)年 4月1日	●短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ ●未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加	●DCにおける中途引き出し(脱退一時金)の改善 ・通算の掛金拠出期間の要件を3年以下から5年以下に見直し	

	公的年金	私的年金(企業年金・個人年金)	
	改正法の施行(主な改正項目)	改正法の施行	その他
令和4年(2022)年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●受給開始時期の選択肢の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・繰下げ受給の上限年齢引上げ(70→75歳)</li> </ul> </li> <li>●在職中の年金受給の在り方の見直し</li> <li>●国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●DCの受給開始時期の選択肢の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給開始時期の上限引上げ(70→75歳)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業主による企業型DCの業務報告に係る手続の見直し</li> <li>・記載事項の簡素化と企業型記録関連運営管理機関を通じた提出</li> </ul> <p>※令和4年3月以降に終了する事業年度から施行(予定)</p>
令和4年(2022)年 5月1日		<ul style="list-style-type: none"> <li>●DCの加入可能要件の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業型 65歳未満→70歳未満</li> <li>・個人型 60歳未満→65歳未満</li> </ul> </li> <li>●DCにおける中途引き出し(脱退一時金)の改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国籍人材が帰国する際の受給要件緩和</li> </ul> </li> <li>●制度間の年金資産の移換(ポータビリティ)の改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度終了DB→個人型DC</li> <li>・企業型DC→通算企業年金</li> </ul> </li> </ul>	
令和4年(2022)年 10月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被用者保険の適用拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業規模要件 500人超→100人超 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業型DC加入者の個人型DC加入の要件緩和</li> <li>●企業型DC加入者ごとのマッチング拠出と個人型DC加入の選択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●DBを併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額の見直し</li> <li>●企業年金加入者の個人型DCの拠出限度額の見直し</li> <li>・企業型DC・個人型DCの拠出限度額の算定に当たってDB掛金相当額(仮想掛金額)を反映</li> </ul> 
令和6年(2024)年 10月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被用者保険の適用拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業規模要件 100人超→50人超</li> </ul> </li> </ul>		

※DBにおける給付額の改定手続の見直し  
(死亡率の変動による終身年金現価率の調整)  
については、検討・調整の後、公布・施行